

# 独立行政法人医薬基盤研究所組織規程

平成17年4月1日

17規程第1号

平成22年4月1日22規程第11号

平成24年3月13日24規程第2号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 独立行政法人医薬基盤研究所（以下「研究所」という。）の組織、職制及び所掌事務は、この規程の定めるところによる。

## 第2章 組織及び職制

### (組織)

第2条 研究所に、研究所長を置く。

2 研究所に、次の5部及び2室並びに2センターを置く。

総務部、戦略企画部、創薬基盤研究部、難病・疾患資源研究部、研究振興部、共用機器実験室、実験動物管理室、薬用植物資源研究センター、靈長類医科学研究センター

### (総務部の分課)

第3条 総務部に総務課、筑波総務課及び会計課を置く。

### (戦略企画部の分課)

第4条 戦略企画部に戦略企画課、首席産学官調整専門員及び産学官調整専門員を置く。

### (研究振興部の分課)

第5条 研究振興部に企画管理課、実用化支援課、研究推進課及び開発振興課を置く。

### (薬用植物資源研究センター)

第6条 薬用植物資源研究センターに筑波研究部、北海道研究部及び種子島研究部を置く。

2 筑波研究部に栽培研究室及び育種生理研究室を置く。

3 北海道研究部に栽培研究室を置く。

4 種子島研究部に栽培研究室を置く。

### (センター長、部長、課長、室長、主任研究員、課長補佐、係長及び主任技術専門員)

第7条 薬用植物資源研究センター及び靈長類医科学研究センター（以下「センター」という。）にセンター長を置く。

2 総務部、戦略企画部、創薬基盤研究部、研究振興部及び難病・疾患資源研究部に部長

を置く。

- 3 課に課長を、室に室長を、係に係長を置く。
- 4 課に課長補佐を置くことができる。
- 5 創薬基盤研究部、難病・疾患資源研究部、薬用植物資源研究センターの各研究部及び  
靈長類医科学研究センターに主任研究員を置くことができる。
- 6 薬用植物資源研究センターの各研究部に主任技術専門員を置くことができる。

(プロジェクトリーダー及び研究リーダー)

第8条 創薬基盤研究部の組織内にプロジェクトリーダーを置く。

- 2 難病・疾患資源研究部及び靈長類医科学研究センターの組織内に研究リーダーを置く。
- 3 薬用植物資源研究センターの組織内に各研究部を担当する研究リーダーを置く。

(プログラムディレクター、プログラムオフィサー、専門員及び主査)

第9条 研究所の組織内にプログラムディレクター、プログラムオフィサーを置く。

- 2 部、課に専門員及び主査を置くことができる。

(職制)

第10条 研究所長は、命を受け、研究所の業務を総括整理する。

- 2 センター長は、上司の命を受け、センターの事務を整理する。
- 3 部長は、上司の命を受け、部の事務を整理する。
- 4 課長は、上司の命を受け、課の事務を整理する。
- 5 室長は、上司の命を受け、室の事務を整理する。
- 6 プロジェクトリーダーは、上司の命を受け、担当の事務を整理する。
- 7 研究リーダーは、上司の命を受け、担当の事務を整理する。
- 8 主任研究員は、上司の命を受け、担当の事務を整理する。
- 9 主任技術専門員は、上司の命を受け、担当の事務を整理する。
- 10 プログラムディレクターは、上司の命を受け、担当の事務を整理する。
- 11 プログラムオフィサーは、プログラムディレクターを補佐し、担当の事務を整理する。
- 12 課長補佐は、課長を補佐し、担当の事務を整理する。
- 13 専門員は、上司の命を受け、専門的事項を整理する。
- 14 係長は、上司の命を受け、係の事務を整理する。
- 15 主査は、上司の命を受け、担当を命じられた事務を処理する。

### 第3章 所掌事務

(総務部)

第11条 総務部総務課、筑波総務課及び会計課においては、次の事務を遂行する。

一 総務課においては、次に掲げる事務を分掌する。

(1)研究所内業務の総合調整に関すること(戦略企画部の所掌に属するものを除く。)。

- (2)職員の就業に関すること。
- (3)施設の管理に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。
- (4)登記に関する事。
- (5)理事会その他役員に係る事務に関する事。
- (6)公印及び文書に関する事。
- (7)機密に関する事。
- (8)福利厚生及び保健衛生に関する事。
- (9)共済及び社会保険に関する事。
- (10)役員及び職員の人事並びに給与に関する事。
- (11)分限、懲戒及び服務に関する事。
- (12)勤務評定に関する事。
- (13)災害補償に関する事。
- (14)表彰に関する事。
- (15)職員の教育研修に関する事。
- (16)前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属さないものに関する事。

## 二 筑波総務課においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1)薬用植物資源研究センター筑波研究部及び靈長類医科学研究センターの庶務に関する事。
- (2)薬用植物資源研究センター筑波研究部及び靈長類医科学研究センターの会計及び物品に関する事。（会計課の所掌に属するものを除く。）
- (3)薬用植物資源研究センター各研究部との連絡調整に関する事。

## 三 会計課においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1)財務及び会計に関する事務に係る企画、立案及び調査並びに調整に関する事。
- (2)財務及び会計に関する事務に係る関係機関等に対する連絡並びに渉外に関する事。
- (3)予算、収支計画及び資金計画の作成その他予算に関する事。
- (4)補助金及び運営費交付金の受入れに関する事。
- (5)財務諸表及び決算報告書の作成その他決算に関する事。
- (6)税務に関する事。
- (7)収入及び支出に係る契約並びに収入金の調査及び徴収の決定に関する事。
- (8)営繕に関する事。
- (9)物品及び不動産の取得、管理及び処分に関する事。
- (10)余裕金の運用及び借入金に関する事。
- (11)現金、預金及び有価証券の出納及び保管に関する事。
- (12)収入及び支出に係る勘定科目相互間の振替、受入、払出、支払の調査及び決定並びに返納金債権の管理に関する事。
- (13)厚生労働科学研究費等の競争的資金に関する事。

### （戦略企画部）

第12条 戰略企画部戦略企画課、首席產学官調整専門員及び產学官調整専門員において

は、次の事務を遂行する。

一 戰略企画課においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 研究所の業務運営の企画、立案及びこれに伴う調査並びに調整に関する事。
- (2) 運営評議会に関する事。
- (3) 諸規定の制定及び改廃の審査に関する事。
- (4) 訴訟、その他紛争の処理の調整に関する事。
- (5) 目標管理、成果の評価に関する事。
- (6) 広報に関する事（他の所掌に属するものを除く。）
- (7) 情報公開請求の調整に関する事。
- (8) 情報システムの総括管理に関する事。
- (9) 図書その他の資料の保存に関する事。
- (10) 厚生労働科学研究費等の競争的資金に関する事（会計課の所掌に属するものを除く。）

二 首席産学官調整専門員は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 産学官連携に関する事。
- (2) 国際機関及び国際会議並びに外国の行政機関及び団体との連絡調整に関する事。
- (3) 海外情報の収集に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 研究戦略の企画調整に関する事。

三 産学官調整専門員は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 産学官連携に関する事。
- (2) 国際機関及び国際会議並びに外国の行政機関及び団体との連絡調整に関する事。
- (3) 海外情報の収集に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。

（創薬基盤研究部）

第13条 創薬基盤研究部においては、次の事務を遂行する。

- 一 医薬品安全性予測のための毒性学的ゲノム研究に関する事。
- 二 疾患関連たんぱく質解析研究に関する事。
- 三 次世代免疫制御技術開発研究に関する事。
- 四 遺伝子導入開発研究に関する事。

（難病・疾患資源研究部）

第14条 難病・疾患資源研究部においては、次の事務を遂行する。

- 一 細胞株の収集、保存、提供及び研究に関する事。
- 二 遺伝子の収集、保存、提供及び研究に関する事。
- 三 医学用実験動物及び疾患モデル動物の開発、保存、提供及び生産に係る研究に関する事。

（研究振興部）

第15条 研究振興部企画管理課、実用化支援課、研究推進課及び開発振興課においては、次の事務を遂行する。

- 一 企画管理課においては、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 研究振興部の業務運営に係る企画、立案及びこれに伴う調査並びに調整に関すること。
  - (2) 研究振興部の業務に係る目標管理に関すること。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、研究振興部の業務であって、他課の所掌に属さないものに関すること。
- 二 実用化支援課においては、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 実用化支援業務に係る委託案件の募集・審査及び採択に関すること。
  - (2) 実用化支援業務に係る委託契約の締結に関すること。
  - (3) 実用化支援業務に係る研究成果の評価、管理及び普及に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、実用化支援業務に関すること。
  - (5) 承継業務に関すること。
- 三 研究推進課においては、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 研究業務に係る研究案件の募集・審査及び採択に関すること。
  - (2) 研究業務に係る研究契約の締結に関すること。
  - (3) 研究業務に係る研究成果の評価、管理及び普及に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、研究業務に関すること。
- 四 開発振興課においては、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器に関する開発振興に係る指導及び助言の業務に関すること。
  - (2) 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器の開発に対する助成金の交付に関すること。
  - (3) 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器の調査に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器の開発振興業務に関すること。

(共用機器実験室)

第16条 共用機器実験室においては、次の事務を遂行する。

- 一 共用機器を用いた研究活動の支援に関すること。
- 二 電子顕微鏡を用いた画像解析に関すること。
- 三 核磁気共鳴装置（NMR）を用いた構造解析に関すること。
- 四 その他共用機器の管理に関すること。

(実験動物管理室)

第17条 実験動物管理室においては、次の事務を遂行する（靈長類医科学研究センターの所掌に属するものを除く。）。

- 一 実験動物の飼育及び健康管理に関すること。
- 二 動物実験の支援に関すること。

(薬用植物資源研究センター)

第18条 薬用植物資源研究センター筑波研究部、北海道研究部及び種子島研究部においては、次の事務を遂行する。

一 筑波研究部においては、次の事務を遂行する。

- (1)薬用植物の栽培、育種、増殖及び調製技術に関する調査、研究を行うこと。
- (2)未利用植物資源の利用に関する調査、研究を行うこと。
- (3)薬用植物種苗の収集、保存及び配布並びに外国との種子交換に関すること。
- (4)けしの栽培及び栽培指導に関すること。
- (5)薬用植物の生理機能及び含有成分の生成に関する調査、研究を行うこと。
- (6)薬用植物の化学的、生物学的評価に関する調査、研究を行うこと。
- (7)和歌山圃場の管理、運営に関すること。
- (8)前各号に掲げるもののほか、薬用植物に関すること。

二 北海道研究部においては、次の事務を遂行する。

- (1)寒冷地における薬用植物の栽培管理を行うこと。
- (2)薬用植物の栽培、品種改良及び調製技術に関する調査、研究を行うこと。
- (3)未利用植物資源の利用に関する調査、研究を行うこと。
- (4)薬用植物の種苗の収集、保存及び配布並びに外国との種子交換に関すること。
- (5)前各号に掲げるもののほか、薬用植物に関すること。

三 種子島研究部においては、次の事務を遂行する。

- (1)亜熱帯及び熱帯地域における薬用植物の栽培管理を行うこと。
- (2)薬用植物の栽培、品種改良及び調製技術に関する調査、研究を行うこと。
- (3)未利用植物資源の利用に関する調査、研究を行うこと。
- (4)薬用植物の種苗の収集、保存及び配布並びに外国との種子交換に関すること。
- (5)前各号に掲げるもののほか、薬用植物に関すること。

(霊長類医科学研究センター)

第19条 霊長類医科学研究センターにおいては、次の事務を遂行する。

- 一 医学実験用霊長類の検査、検疫及び健康管理に関すること。
- 二 医学実験用霊長類に係る疾患モデルの開発及び改良に関する研究を行うこと。
- 三 医学実験用霊長類の繁殖、育成、供給及び遺伝子保存を行うこと。
- 四 医学実験用霊長類の繁殖、育成、供給及び遺伝子保存に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供を行うこと。
- 五 医学実験用霊長類の繁殖、育成、供給及び遺伝子保存に関する研究を行うこと。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日 22規程第11号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月13日 24規程第2号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第16条から第19条の規定は平成22年4月1日から適用する。